

前 号 目 次

論 説

- ドイツにおける基本権教義学をめぐる一考察
——イプゼン・アレクシー論争を素材に——…………高 橋 洋
資本金及び準備金……………服 部 育 生
『法広報論』の視点
——国と自治体の事例を題材として——…………小 林 明 夫
不法行為法における責任原理の多元性の意義と
その関係性（５）
——オーストリア法における責任原理論の
展開を参考にして——…………前 田 太 朗
国家機関の違法行為と量刑責任……………野 村 健太郎

判例研究

- 姫路警察官発砲事件……………原 田 保
MBO 不成立の場合における取締役の責任……………村 上 康 司